

社会福祉法人 信隆会 ケアハウス 志村ハイライフ
運 営 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条(目的)

この規程、社会福祉法人信隆会が定款に基づき設置経営する“ケアハウス志村ハイライフ”(以下「施設」という)の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

第 2 条(施設の目的)

施設は、老人福祉法の理念に基づき、利用者の生活の安定・充実を図るとともに、地域の高齢者福祉の増進、在宅介護等の支援を図ることを目的とする。

第 3 条(運営事業)

運営事業は次の通りとする。

- ・ 軽費老人ホーム(ケアハウス)

第 4 条(管理運営方針)

施設の管理運営については、老人の特性に配慮しまた利用者の自主性を尊重して、利用者が明るく心豊かな生活ができるよう、入居者には住みよい居住環境を提供する他、食事の提供、入浴の準備、生活相談機能、余暇活動の援助、疾病・災害等緊急時の対応等のサービスに万全を期すよう努力する。

第 5 条(利用者等の定員等)

当施設の定員は入居者数 109 名とする。

第 6 条(利用資格)

- ① 年齢は 60 歳以上であること。ただし夫婦の場合は、いずれか一方が 60 歳以上であれば差し支えない。
- ② 自炊が出来ない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢のため自立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者。
- ③ 伝染病疾患および精神的疾患等を有せず、かつ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- ④ 介助を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者。

- ⑤ 生活費に充てることが出来る資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が負担できる者。
- ⑥ 確実な保証能力を有する身元保証人をたてられること。

第7条(利用料等)

施設の利用料等の額は、都知事の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

第2章 職員および職務

第8条(職員)

1. 施設には次の職員をおく。 (人)

職種	国基準	配置数	
		常勤	非常勤
施設長	1	1	
事務員	1	2	
生活相談員	1	1	
栄養士	1	1	1(外部委託)
介護職員	3	3	
総務員	—	2	
宿直員	—		3
調理員	4		4(外部委託)
合計	11	10	8

2. 施設の職員は、その管理運営について定められた業務に協力従事するものとする。

第9条(職務)

- ① 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設業務を統括する。
- ② 事務職員は、施設会計・財産管理・庶務等の業務他を行う。
- ③ 生活相談員は、利用者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等他に従事する。
- ④ 栄養士は、利用者の給食献立・栄養管理・調理上の衛生指導、および調理員と連携し給食調理等他の業務を行う。
- ⑤ 介護職員は、利用者の援助並びに清掃他を行う。
- ⑥ 総務員は、上記以外の屋内外の庶務管理清掃、自動車運転他を行う。
- ⑦ 宿直員は、施設内外の防火・防犯、利用者の疾病・災害等緊急時の対応他を行う。

第3章 入居および退居

第10条(入居の申し込み)

1. 施設への入居希望者(以下本人という)は、申込書(指定様式)を作成の上、次の書類を添付して、施設に申し込む。
 - ①戸籍抄本、および住民票
 - ②健康診断書(指定様式)
 - ③収入状況が確認できる書類
2. 施設は入居申込書の提出を受けたときは、その内容を確認の上、入居申込者名簿に登録する。

第11条(入居者の調査と決定)

1. 施設は本人および身元保証人に面接を行う。
2. 施設は前条第1項の書類情報、および面接により、本人の生活状況・家庭状況・健康状態・収入状況等を把握する。
3. 施設は前項の調査結果に基づいて本人に対する入居の可否を決定し、その旨を本人に通知する。

第12条(入居の手続き)

入居決定の通知を受けた者は、次の書類を施設に提出する。

- ① 入居契約書(指定様式)
- ② 身元保証書(指定様式)
- ③ 施設長が特に必要と認めるその他の書類

第13条(身元保証人)

1. 入居決定者は、保証能力を有する者を身元保証人にしなければならない。
2. 身元保証人は、自己が保証する入居者と連帯して責任を負うとともに、入居者が病気・事故・死亡等により退居等の必要が生じたときは、施設と協議の上、責任を持って必要な措置をとらなければならない。

第14条(入居者台帳の整備)

入居決定者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況・家庭状況等を入居者台帳に記録し、入居後の健康管理・相談・助言等に備えるものとする。

第15条(退居)

入居者は、退居を希望するときは、退居届(指定様式)を提出する。

第16条(死亡)

施設長は、入居者が死亡したときは、身元保証人に連絡をする等必要な措置をとるものとする。

第17条(契約の解除等)

1. 施設長は、入居者が次の各号のひとつに該当するときは、入居を取り消すことができる。
 - ①不正の手段で入居したり、提出書類等で虚偽の申告をしたとき。
 - ②利用料等を滞納したとき。
 - ③伝染性疾患あるいは精神的疾患の罹患により他の入居者の生活、または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。
 - ④個別の日常生活上の援助(調理を除く)、または介護を必要とする状態であるにもかかわらず、それらを受けることができないとき。
 - ⑤金銭の管理、各種サービスの利用について、自分で判断できなくなったとき。
 - ⑥共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけるおそれのあるとき。
 - ⑦前各号のほか、施設での生活が不相当と認められたとき。
 - ⑧この契約に違反したとき。
2. 入居者は、病気療養等で3ヶ月以上居室に不在の場合、または不在となることが見込まれる場合、施設長と協議するものとする。

第18条(居室の変更)

施設長は入居者が次の各号のひとつに該当するときは、居室の変更をすることができる。

- ① 二人部屋における二人の入居者のうちいずれか一方の死亡等により一人になったとき。
- ② 入居者の身体機能の低下等で居室を変更することが適当と認められたとき。
- ③ その他施設長が必要と認めるとき。

第4章 入居者に対するサービス

第19条(相談、助言等)

入居者に対して、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービスと充分連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行う。

第20条(食事)

1. 入居者に対して、毎日入居者に適した食事を3食提供する。ただし予め欠食する旨の連絡があった場合には食事を提供しなくてもよいものとする。
2. 食品の調理加工および保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意する。

第21条(入浴準備)

1. 大風呂の入浴は隔日以上とし、入居者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行う。入浴時間については別に定める。
2. 居室用の浴室、およびシャワーが使用できるよう配慮する。
3. 原則として個別の入浴介助は行わない。

第22条(生活援助)

1. 施設は、入居者に対する個別の日常生活上の援助、及び介護を原則として実施しないものとする。
2. 入居者が、入居後に心身の状況変化等によって家事等が独力でできず、または障害病気等で介護者が必要になった場合は、外部の在宅福祉サービス等が受けられるよう迅速な対応をする。この場合所要の費用は入居者の負担とする。
3. 前項の場合、利用は入居者自身の判断で行うものとし、施設は利用についての責任を負わない。

第23条(保健衛生)

1. 入居者の定期健康診断は、年1回行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮する。
2. 入居者の健康保持に当っては、特に老人特有の疾病の予防に努める。
3. 入居者に対して随時保健衛生知識の普及指導を行う。

第5章 規 則

第24条(入居者の心得)

施設長は、入居者が守るべき“入居者の心得”を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底する。

第25条(融和と信頼)

入居者は、相互の親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないよう努める。

第26条(外出および外泊)

入居者は、外出または外泊しようとするときは、外出届または外泊届に所要事項を記入し届け出るものとする。

第27条(外来者の利用)

1. 入居者は、来訪者があるときは、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。
2. 入居者は、来訪者が入居者の居室に宿泊するときは、予め必ず施設長に届出を行い承認を受けなければならない。

第28条(健康保持)

入居者は、常時自ら健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならない。

第29条(環境整備)

入居者は、常に居室を清潔に整理整頓し、良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物の内外の清掃除草等の環境整備に積極的に協力する。

第30条(身上変更の届出)

入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

第31条(居室内の工作)

入居者は、施設長の承認を得ずに居室内の形状を変更するような工作等をしてはならない。

第32条(承認を必要とする事項)

入居者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、予め施設長の承認を得なければならない。

- ① 敷地内に工作をしようとするとき。
- ② 敷地内に自動車等を保有しようとするとき。
- ③ その他入居者並びに施設運営に支障を生ずる恐れのあるとき。

第33条(動物飼育)

入居者は、居室または敷地内において小型鳥・魚類以外の動物を飼育してはならない。

第34条(政治・宗教活動の禁止)

1. 当施設は一切の政治的活動および宗教活動を行わない。
2. 入居者は、自己の居室以外の場所で一切の政治的活動および宗教活動をしてはならない。また他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

第35条(損害賠償)

入居者は、故意または重大な過失によって、建物、設備、および備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。

第6章 非常災害対策

第36条(非常災害対策)

施設長は、非常災害等に備え、消火、避難、救出等に関する対策を立て、定期的な防災訓練および避難訓練を実施する等、入居者並びに施設職員の防災意識を啓蒙する。

- 2 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じるものとする。

第37条(防火管理)

施設長は、職員の中から消防法に定める防火管理者を選任する。

第7章 虐待の防止のための措置に関する事項

第38条（虐待の防止に関する体制）

施設長は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講じるものとする。

- 1 施設長を委員長とする「虐待防止委員会」を設置し、指針の整備や職員の研修を行うものとする。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、関係部署等に連絡し、必要な措置を講じる。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

第39条（事故発生の防止及び発生時の対応）

施設長は、事故の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じるものとする。

- 1 施設長を委員長とする「事故防止検討委員会」を設置し、指針の整備や職員の研修を行うものとする。
- 2 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合には、関係部署等に連絡し、必要な措置を講じる。

第9章 雑 則

第40条(地域社会との連携)

施設長は、常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

第41条(改正)

この規程を改正・廃止するときは、法人理事会の議決により行う。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年11月14日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。